

中国法務 Legal Flash

自動車リースの新規定公表へ：カーシェアリングエコノミーの発展に期待高まる

概要

- 2017年8月4日に交通運輸部及び住宅・都市農村建設部は共同で『小型乗用車リースの健全な発展促進に関する指導意見』（以下『意見』）を公表し、自動車リースの事業運営、消費者保護、カーシェアリング業務（タイムシェアリング）発展奨励等の面での指導意見と規制上の要求を示した。
- 『意見』ではカーシェアリングが一種の自動車リースサービスであり、外国投資者が中国国内でカーシェアリングに従事する意向があれば、経営範囲に「自動車リース」を含む外商投資リース会社を設立する必要があることを明確にした。
- 『意見』では小型乗用車リースサービスに使用する車両について一連の規制要求を規定している。カーシェアリングは一種の小型乗用車リースサービスにあたるため、カーシェアリング業務に使用する車両にも上記の規制要求が同様に適用される。現行の規定では、自家用車をカーシェアリング業務に使用することには今後、一定のコンプライアンスリスクが存在することになる。
- 『意見』では小型乗用車リース業務の運営における運営者の個人情報保護義務について強調されている。加えて、『意見』では自動車リース経営者によるインターネットやモバイルアプリケーション等のインターネット技術を利用した業務展開を奨励している。ネットワーク技術を利用したカーシェアリング業務には電信業務関連のライセンス取得が必要となる可能性があるが、それらのライセンスには外資参入制限がある。規制当局の電信業務ライセンスについての見解には、地域によって比較的大きな相違がある。

2017年9月

詳細

2017年8月4日に交通運輸部及び住宅・都市農村建設部は共同で『小型乗用車リースの健全な発展促進に関する指導意見』（以下『意見』）を公表し、自動車のタイムシェアという新たなカーシェアリングのビジネスモデルを全国レベルで奨励しています。当該『意見』によってカーシェアリング業務は一種の自動車リース業務であることが明確に定義されており、カーシェアリング経営者は運営において自動車リース経営者の車両管理義務を遵守し、消費者の個人情報保護を重視する必要があります。またインターネットやモバイルアプリケーション等のネットワーク技術により展開する業務は電信業務にかかる規制要求を満たす必要があります。

カーシェアリング業務が自動車リース業務であることが明確に定義される

『意見』により、カーシェアリング業務の定義が法的な観点から明確にされており、その第四条では「タイムシェアリングつまり俗称カーシェアリングは、分や時間等を料金計算単位とし、モバイルネットワークやGPS等のITを利用してネットワークサービスプラットフォームを構築し、ユーザーへのセルフサービスでの車両予約、車両受渡し、費用決済の提供を主要な方法とする小型乗用車リースサービスである」と規定しています。当該の定義に基づけば、カーシェアリング業務には下記の特徴が備わっています。

- カーシェアリングは一種の自動車リースサービスであり、カーシェアリングサービスを提供する経営者の経営範囲には自動車リースが含まれている必要があります。よって外国投資者が中国国内でカーシェアリングに従事する意向があれば、外商投資リース業の関連規定及び現地の自動車リース法規に則って自動車リース会社を設立する必要があります。これらの自動車リース会社は営業許可証を取得後、現地法規に従って現地交通管理局にて自動車リース会社設立後の許可登録手続を実施する必要があります。

2. 経営者がカーシェアリング業務に使用する車両は小型乗用車である必要があり、カーシェアリング業務は一種の小型乗用車リースサービスです。
3. カーシェアリング業務の経営者は運転サービスを提供せず、サービスモデル上、タクシー、ネット配車サービス及び道路旅客輸送業務とは根本的に性質を異にします。

シェアリングカーの車両管理

『意見』ではカーシェアリング業務に従事するリース車両の登記、保険及び経営者によるメンテナンス義務について、下記のような一連の規制要求が規定されています。

1. 登記: 『意見』では小型乗用車のリース経営者は公安機関にてリース車両の登記を行うことを求めています。現行の自動車リースにかかる地方法規の大多数は、自動車リース経営者による経営車両の自動車登記手続後に交通所轄部門にてそれらの車両の資格証明取得または届出を要求しています。
2. 保険: 『意見』では小型乗用車リース経営者に対しリース車両の機動車交通事故責任強制保険(自賠責保険)、対第三者責任保険等の関連保険の購入及び、登記した使用性質に対応した保険料率での保険加入を義務付けています。加えて、経営者と保険会社は小型乗用車リース業務の特徴及びリスクに応じて、保険商品を開発し、企業のリスク対応力を高め、借手の合法的権益を保障することを奨励しています。
3. 検査・修理・メンテナンス: 『意見』では、小型乗用車リースの経営者はリース車両の日常管理を強化し、リース車両の技術資料を整備し、定期的な検査メンテナンスを実施することによりリース車両の性能及び安全状況を良好に保ち、車両状態を衛生的に保つことを求めています。これらの要求は基本的に、各地の自動車リース関連法規におけるリース経営者の車両管理義務と一致しています。

自家用車を「カーシェアリング」業務に利用することに伴う一定のリスク

2016年7月に公表された『ネットワーク予約タクシー経営サービス管理暫定弁法』により、自家用車によるネット配車業務の従事に対して法的根拠及び実施規則が提供されました。2017年2月の『意見』の意見募集稿の公表時にも、自家用車をカーシェアリング業務に投入することの可否が同様に討論の重要点になりました。中国交通新聞網の記者が交通運輸部の関連責任者に対して行ったインタビューでは、「自家用車の車両性質登記が“リース”となっており、現地の関連規定を満たすのであれば、カーシェアリング業務に従事可能である」との見解が示されました。しかし、自動車リースにかかる現行の地方法規のほとんどでは、自動車リース会社は必ず「自社」車両を使用して自動車リース業務に従事しなければならず、他者所有の車両で自動車リース業務に従事することにはコンプライアンスリスクが存在します。私どもの経験では、深セン車管所は現時点で、自家用車がその性質を「非営利車両」から「営利車両」に変更するならネット予約配車サービスに従事することが可能であるが、カーシェアリング業務に従事することはできないとの見解を示しています。さらに車両保険購入及び賠償金支払の観点からも、自家用車によるリース業務の従事には一定のリスクが存在します。自家用車ではリース車両関連手続が行えないため、自動車リース経営者は自家用車のために、リース車両に適用される保険商品を購入することができない可能性があります。自家用車用の非営利保険でクレーム請求を行った場合、保険会社は自家用車の所有者が許可なく車両用途を変更し被保険自動車のリスクが著しく増加したとして支払拒否に遭う可能性があります。これらの要素に鑑み、自家用車所有者、借手及びカーシェアリング経営者が自ら車両使用中の事故リスクを負うことになる可能性があります。よって、現在の実際状況は、自家用車を大規模なカーシェアリング業務運営に使用する運営環境にありません。

カーシェアリング運営における個人情報の収集と保護

『意見』では、小型乗用車リース業務の展開について、完全な身元検査制度、モバイルインターネットを通じた業務展開の奨励等を含む、一連の監督管理要求と奨励措置が提起されています。関連業務において、リース経営者は大量の個人情報の収集と使用に関与することになります。『意見』ではさらに、これらの業務において経営者は業務運営過程における個人情報保護義務を重視すべきことが明記されています。

カーシェアリング経営者の業務展開における大量の個人情報の収集

個人情報の収集及び使用について『意見』では下記の事柄が要求・記載されています。

1. 『意見』では、自動車リース経営者として、オフライン・サービスか、又はオンライン・プラットフォームかを問わず、借手にリースサービスを提供する場合、いずれにしても借手の身元照会を行い、且つリース契約にて照会情報及び全ての運転手の身分証明書と運転免許証情報を明記し、さらに身元照会を経た借手しかリース車両を使用できないことを明確に約定し、車両使用過程で発生する潜在的リスクを回避しなければならない。
2. 『意見』では、自動車リース経営者は安全、法令に準拠した決済サービスを採用し、ユーザーの保証金及び資金の安全を確保し、ユーザーの個人情報の安全を確保しなければならないと規定されている。同時に、カーシェアリング業務経営者は信用モデルを採用して保証金管理を代替することが奨励されている。「信用モデル」とは、目下普及している手法ではなく、交通運輸部公路科学研究院公路交通發展研究センター副主任、王浩氏によると、「信用モデルは情報共有を基礎としなければならない、これには政府・企業間、企業同士等、多様な主体の信用情報共有が含まれ、信用スコアや、優良ユーザー(ドライバー)に対する保証金の割引、さらに保証金の無料化などといった手法で、カーシェアリング・サービスの差別化が期待できる」と認識されている。これに基づき、リース経営者はユーザーに対し、関連する信用レポート又は信用情報の提供を要求する可能性があり、企業側の評価を経て、車両リース経営者への保証金の納付が不要になる可能性がある。
3. 『意見』では、小型乗用車リース経営者は GPS、地理的情報システム等の遠隔操作技術及びコネクテッドカー、並びに「電子フェンス」等、スマート技術の利用が奨励され、経営者がインターネットやモバイルインターネット・アプリケーション(APP)を利用した車両予約、車両の配送・回送、並びに電子決済等のサービスを展開することが奨励されている。上記のサービスを提供することで、リース経営者はユーザーのリース車両運転過程における運転ルート及びその他ユーザー情報を収集することができる。例えば、決済過程において、ユーザーの口座情報等を収集することが可能になる。

カーシェアリング業務経営者による業務展開過程における個人情報の保護義務

リース経営者はその業務運営において、大量の個人情報(個人の身元情報、信用情報、決済情報、地理的情報等を含む)の収集・保存・使用に関与することになるため、『意見』では小型乗用車リース経営者は中国で公布されたネットワーク及び情報安全の関連規定を遵守することが求められ、ネットワークセキュリティ防犯措置を講じ、法律に依拠して個人情報を収集・保存・使用・保護し、個人情報の収集及び処理は小型乗用車リースサービスの提供に必要な範囲を超えてはならないと規定されています。『ネットワーク安全法』及びその他現行の法律法規によると、リース経営者は個人情報の収集・保存・使用の前に、ユーザーの同意を得ることが規定されています。さらに、リース経営者が国内で収集する個人情報及び重要データを国外に送信する必要がある場合、データのクロスボーダー送信の安全性評価義務を履行しなければならない可能性があります。注意が必要なのは、『ネットワーク安全法』に依拠して、リース経営者が重要情報インフラ運営者に認定された場合のみ、当該経営者が国内経営にて収集した個人情報及び重要データの国外送信につき、関連する国家機関に情報国外送信安全評価の申請を行う必要があります。ただし、国家網信弁(国家互聯網信息弁公室)が 2017 年 4 月 11 日に公布した『個人情報及び重要データ国外送信安全評価弁法(意見募集稿)』によると、リース経営者が『ネットワーク安全法』下の「重要情報インフラ運営者」であるかにかかわらず、当該経営者が「ネットワーク運営者」と認定される限りにおいて、リース経営者は自身が国内で収集する個人情報及び重要データの国外送信に対しデータ国外送信安全評価(自己評価又は所轄国家機関への安全評価の申請)を実施しなければなりません。『ネットワーク安全法』下の「ネットワーク経営者」の範囲は「重要情報インフラ運営者」の範囲よりもかなり大きいことに鑑み、当該意見募集稿が正式に発効した場合、自動車リース経営者(特に外商投資自動車リース経営者)のデータのクロスボーダー送信は、より厳格な監督管理の対象となることが予想されます。自動車リース経営者にとって、『ネットワーク安全法』及びその付属法規の制定及び施行状況に注意し、ネットワークセキュリティ及びデータ保護の面でのコンプライアンスリスクを軽減することが重要になります。

インターネットを通じたカーシェアリング業務の提供に関連する許可証の要求

上記の通り、『意見』ではカーシェアリング業務経営者がインターネット、モバイルインターネットアプリケーション(APP)等、ネットワーク技術を利用して業務運営を展開することが奨励されています。目下、経営者がインターネット、モバイルインターネットアプリケーション(APP)を利用して業務を展開するには主に 2 種類のモデルが存在します。1 つ目は、自動車リース経営者が自社所有のインターネットプラットフォームを直接利用し、自社の小型乗用車リースサービスを提供するモデルです。2 つ目は、自動車リース経営者が第三者プラットフォーム運営者のネットワークプラットフォーム上で自社の車両リース情報を展開し、ユーザーに小型乗用車リースサービスを提供するモデルです。中国の現行の法的フレームワーク下では、上記の 2 種類のモデルの電信許可証の法律上の要求が異なります。1 番目のモデルでは、自動車リース経営者は同時にプラットフォーム運営者であり、自動車リース経営者が自社のウェブサイト上で自社の自動車リースサービスを提供するのは、オフライン業務のオンライン領域への適用拡大であり、従って関連する電信業務ライセンスの取得は不要で、そのウェブサイトについて、地方通管局にて ICP(インターネット・コンテンツ・プロバイダ)の届出のみが要求されます。2 番目のモデルでは、自動車リース経営者はプラットフォーム運営者ではなく、電信業務ライセンスの取得は必要ありません。プラットフォーム運営者について言及すると、提供するサービスが有償サービスである場合、電信業務ライセンスを取得する必要があります。プラットフォーム運営会社がプラットフォームサービスを提供する目的が取引の仲介であったとしても、当該会社が仲介する取引対象がサービス(非物品)に属する場合、これについて工業・情報化部及び地方通管局の間では、当該モデルのプラットフォーム運営会社はどのような電信業務許可証又はライセンスを取得すべきかについて、見解が一致していません。このほか、プラットフォーム運営会社が APP を通じて(即ち、ウェブサイトを経さないで)サービスを提供した場合、各地の通管局では、当該プラットフォーム運営会社が関連する電信業務許可証又はライセンスを取得すべきか否かについて解釈が一致していません。具体的なプロジェクトにおいて、個別案件における当該問題についてさらなる検証と精査が必要になります。

私どものご提案

カーシェアリング業務は、伝統的小型乗用車リース業務のサービスモデル、技術、及び管理にイノベーションを起こし、ITを基礎とする市場プラットフォームの利用は、モビリティリソースの共有と最適化の実現を意図しており、「リースによる購入の代替」(中国語では“以租代购”)が促進されるものと考えられます。さらに、『意見』では新エネ車を用いたカーシェアリング業務の展開が奨励されており、新エネ車発展政策の充電インフラ構築及び建設を後押しするものと見られます。目下、監督管理部門はこれに関して、駐車スペース及び電気自動車充電リソースの割当を含む一連の奨励措置を公布しています。カーシェアリングとリース業務の投資者は、自動車リース監督管理、個人情報保護及び電信業務許可証等、関連法律・規定の要求を十分に理解・遵守することが重要になります。

引用

1. 『小型乗用車リースの健全な発展の促進に関する指導意見』の全文は交通運輸部の公式ウェブサイトにて掲載されています。

http://zizhan.mot.gov.cn/zfxxgk/bnssj/dlyss/201708/t20170807_2805227.html

お問い合わせ

本稿の掲載内容に関するお問い合わせは、下記の執筆担当者までお気軽にご連絡ください。



沈曉琳

信栢弁護士事務所
パートナー
+86 (10) 8540 4610
catherine.x.shen@xinbailaw.com



婁憐雨

瑞栢弁護士事務所
弁護士
+86 (10) 8540 4628
sue.lou@ruibailaw.com

PwC Legal China について

北京瑞栢法律事務所及び上海信栢法律事務所は(いずれも“PwC Legal China”ブランドでの運営)は、中国司法部に登録された中国弁護士事務所であり、PwC グローバルネットワークのメンバーファームです。私どもの弁護士は中国国内の法律事務所に適用される監督管理基準の規制の下、クライアントの皆様に対し中国法に関する法的な意見及びアドバイスを提供しております。上海と北京を主要拠点として、私どもチームはグローバル企業の案件を中心に中国全土にわたるプロジェクトを手がけております。

本稿に含まれる情報は、トピックに関する一般的なご案内であり、法的アドバイスを構成するものではありません。各種法規の適用と影響は、関連する個別具体的な事実状況に応じて異なってくる可能性があります。アクションを起こす前には予め御社の具体状況に対応したアドバイスを PwC Legal China チームの御社担当者までお求め下さい。